

# 公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領の運用について

(昭和61年4月1日建設経済局調整課長通知)

昭和61年4月1日付け建設省経整発第22号をもつて建設事務次官から「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」(以下「要領」という。)が通達されたところであるが、この要領は、補償額算定の基本的な考え方、修復基準、事前調査の調査事項等を明らかにすることによって、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理の円滑化を図るために制定されたものである。

かかる本要領の制定の趣旨に従い、その運用に当たっては、下記の事項に留意の上、遺憾なきを期されたい。

なお、公共事業に係る工事の計画及び施行に当たっては、地盤変動による建物等の損害等を発生させないよう一層の配慮を行うよう、念のため申し添える。

## 記

### 1 建物等以外の損害等について(第1条関係)

公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた土地、立木、立毛、養殖物等建物等以外の損害等については、その定型的な事務処理が困難なことから、この要領の対象とはなっていないところであるが、このような損害等が生じた場合にあっては、この要領の趣旨に沿ってそれぞれの事案ごとに適正かつ迅速な事務処理を図るよう努めること。

### 2 調査について(第2条及び第3条関係)

- (1) 事前の調査等及び地盤変動の原因等の調査については、技術的な知識を要することにかんがみ、必要に応じて、専門機関へ調査業務を請負に付す等の処置を講ずること。
- (2) 調査に当たっては、地盤変動の発生の原因に応じて、調査事項及び調査範囲を適宜選定すること。

### 3 建物等の調査について(第2条及び第4条関係)

地盤変動が生ずるおそれのある場合にあっては、事前に写真撮影、スケッチ、測定等を行い、建物等の現況について把握しておくとともに、損害等が発生した場合には、これらの写真、スケッチ、測定結果等と照合し、損害等の内容及び程度を正確に把握するように努めること。

### 4 応急措置について(第5条及び第8条関係)

- (1) 応急に措置を講ずる必要があると認められる場合における応急措置とは、具体的には、給排水管の仮設、屋根のシート架け、倒壊防止のための支えの仮設、施錠設備の仮設等をいうものである。
- (2) 第8条の規定に基づく費用の負担は、建物等の所有者又は使用者がこれらの応急措置を講じた場合に、当該措置に要した費用のうち適正に算定した額を負担するものであること。

### 5 その他の損害等に対する費用の負担について(第9条関係)

- (1) その他の損害等に対する費用の負担は、建物等が著しく損傷した場合に、当該建物等を原状回復するための工事によつて、直接的に必要となる仮住居、営業の一時休止等の損害が生ずる場合に行うものであること。したがって、一般的には、営業休止に伴う得意先喪失に係る損失等間接的な収益減等については、費用の負担の対象となっていないこと。
- (2) 建物等の損傷箇所を補修する方法によつて原状回復を行う場合にあっては、第9条の規定に基づ

く費用の負担は生じないものであること。

6 工事の完了の日について（第10条関係）

（1）「公共事業に係る工事の完了の日」とは、当該地盤変動の原因となる公共事業に係る工事の全部が完了した日であること。ただし、一期工事、二期工事等と工事期を区分して事業が計画されている場合又は工区を分けて事業が計画されている場合にあつては、それぞれの工事期又は工区ごとに判断するものとする。

（2）「工事完了」とは、施設が供用されているか否かにかかわらず、全ての工事が終了したことをいうものであること。

7 その他経費について（付録関係）

付録の各式におけるその他経費は、建物等を原状回復させるために必要となるその他の費用であり、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成13年1月6日付け国土交通省訓令第76号）第40条に掲げる費用について同基準の定めるところに準じて算定した額を計上するものとする。

（H24.3.30一部改正）

8 従前の損傷の減額について（付録関係）

付録2の口に規定する従前の損傷の減額については、構造部又は基礎の従前の損傷の状況を勘案して、適正に定めた額を減ずるものとする。

9 建物等を復元する方法について（付録関係）

（1）建物等を復元する方法によって費用の負担額を算定する場合の例としては、建物の損壊のほか、門、塀、よう壁等が損壊したことがあること。

（2）付録3の八に規定する復元工事費は、従前の建物等と構造、規模、程度等が同等の建物等を建設するために必要となる費用とすることとし、価値増をもたらさないよう配慮すること。

10 工事請負契約との関係について

公共事業の工事請負契約の中に現場管理費の内容として、工事施行に伴う物件等の破損の補修費等が計上されており、当該工事が請負期間中である場合は、その計上されている額の範囲までを工事請負者が負担し、計上されている額を超える部分については、起業者が直接費用負担するものとする。

11 契約書式について

要領に基づく費用負担の契約は、別添契約書式を標準として行うものとする。

## 費用負担に関する契約書

¥

国土交通省が施行する 工事に起因する地盤変動により建物等について損傷を受けた者 を甲とし、国を乙として、下記条項により費用負担に関する契約を締結する。

### 記

( 契約の趣旨 )

第 1 条 乙は、別表第 1 に掲げる建物等について生じた損傷等に係る費用の負担及び別表第 2 に掲げる事項に係る費用の負担として、頭書の金額を甲に支払うものとする( 甲が負担することになる消費税及び地方消費税相当額を含む。 )。

2 甲は、前項に規定する費用の負担については、頭書の金額をもつて全て解決したことを確認し、この契約に基づくもののほか一切要求しないものとする。

( 必要書類の提出 )

第 2 条 甲は、乙が印鑑証明書その他必要な書類の提出を求めたときは、当該書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

( 費用の負担額の支払 )

第 3 条 乙は、甲から頭書の金額の支払の請求があつたときは、適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に当該金額を甲に支払うものとする。

( 契約に関する紛争の解決 )

第 4 条 この契約に関し、関係者から異議の申出があつたときは、甲は、責任をもつて解決するように努めなければならない。

( 契約外の事項 )

第 5 条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙、協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書 2 通を作成して、甲乙記名( 個人の場合は署名とする。 )押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

年 月 日

住 所

甲

氏 名

住 所

乙

分任支出負担行為担当官

地方整備局

事務所長

別表第 1

建物等の表示

所在及び地番	種類	単位	数量	摘要

別表第 2

その他の費用の表示

事項	単位	数量	摘要